明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則（**文部科学**三七）　一
○旧薬事法施行規則の一部を改正する省令（**厚生労働**一五六）　二

〔告　示〕
○除籍が滅失した件（**法務**六〇〇）　二
○原戸籍が滅失した件（**同**六〇一）　二
○外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（**同**六〇二）　二
○関税協力理事会を設立する条約へのバヌアツ共和国の加入に関する件（**外務**五八一）　二
○円借款の供与に関する日本国政府とタイ王国政府との間の書簡の交換に関する件（**同**五八二）　三
○薬事法第三十六条の三第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部を改正する件（**厚生労働**五〇一）　三
○薬事法施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき同令第二百九条の二及び第二百十条第五号に規定する表示が記載されていることを要しない期間として厚生労働大臣が定める期間を定める件（**同**五〇二）　三
○保安林の指定をする件（**農林水産**一八六六～一八七八）　三
○保安林の指定を解除する件（**同**一八七九～一八八四）　五
○航路標識に関する件（**海上保安庁**三六一～三六四）　五
○環境大臣が指定する区域及びその区域ごとに指定する期間を定める件（**環境**八四）　七

〔人事異動〕
法務省　財務省　八

〔叙位・叙勲〕　八

〔皇室事項〕　八

〔官庁報告〕
官庁事項
旅券法第十九条の二第一項の規定に基づく一般旅券の返納命令に関する通知（外務省）　八
法　務
公証人任免（法務省）　九
文　教
日本学士院新会員の選定について（日本学士院）　九
国家試験
平成二十一年度幼稚園教員資格認定試験合格者（文部科学省）　九
平成二十一年度小学校教員資格認定試験合格者（同）　九
公　聴　会
一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催（九州経済産業局）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
証票無効、指定調査機関失効関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、高圧ガス保安法に基づく指定輸入検査機関の指定に関する公示関係　二九
会社その他　三〇

省　令

○文部科学省令第三十七号

原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）第十八条第二項及び原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）第十二条第一項第三号の規定に基づき、原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則を次のように定める。

平成二十一年十二月二十四日

文部科学大臣　川端　達夫

原子力損害賠償補償契約に関する法律施行規則

（業務の委託の告示）

第一条　原子力損害賠償補償契約に関する法律（昭和三十六年法律第百四十八号）第十八条第二項に規定する文部科学省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　業務の委託を開始する年月日

二　委託した業務の内容

（業務の委託の範囲）

第二条　原子力損害賠償補償契約に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四十五号）第十二条第一項第三号に規定する文部科学省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一　原子力事業者が原子力損害の賠償の責任の全部又は一部を承認しようとする場合にあらかじめ文部科学大臣が行う承認（以下この条において「事前承認」という。）に係る申請の受付

二　事前承認の申請に係る書類の確認及び補正の指示

三　事前承認の申請ごとの被害の状況及び原子力損害の賠償に係る手続の経過の記録

四　事前承認に係る補償金の額の算定

五　原子力事業者に対する事前承認の通知

六　補償金の支払の請求に係る書類の確認及び補正の指示

七　補償金の支払の請求に係る補償金の額の算定

八　前各号に掲げるもののほか、補償金の支払に関し必要な業務のうち軽微なもの

附　則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。